

○ 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）

改正案	現行
<p>（指定申請書の添付書類）</p> <p>第十二条 法第五十六條の六十八第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 法第五十六條の六十七第一項の規定による指定を受けようとする者（次号及び第八号において「申請者」という。）の総株主等の議決権（法第二十九條の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。次号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>二 （略）</p> <p>三 役員（法第五十六條の六十七第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第四号、第六号及び第七号、第十七條第二項第八号から第十号まで並びに第二十條第二項第三号ハ、ニ及び第三項第三号において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第五十六條の六十八第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲</p>	<p>（指定申請書の添付書類）</p> <p>第十二条 法第五十六條の六十八第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 法第五十六條の六十七第一項の規定による指定を受けようとする者（次号及び第七号において「申請者」という。）の総株主等の議決権（法第二十九條の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。次号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>二 （略）</p> <p>三 役員（法第五十六條の六十七第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第五号及び第六号、第十七條第二項第八号から第十号まで並びに第二十條第二項第三号ハ及び第三項第三号において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>（新設）</p>

掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五〇九 (略)

(届出事項)

第二十条 (略)

2 取引情報蓄積機関は、法第五十六条の七十八各項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類)を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次項第三号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となつた者に係る第十二条第三号、第五号及び第六号に掲げる書類

ニ 新たに役員となつた者の婚姻前の氏名を当該者の氏名に併せて届出書に記載した場合において、ハの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四 (略)

3 法第五十六条の七十八第三項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 第十二条第七号又は第八号に掲げる書面の記載事項に変更があ

四〇八 (略)

(届出事項)

第二十条 (略)

2 取引情報蓄積機関は、法第五十六条の七十八各項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類)を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次項第三号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となつた者に係る第十二条第三号から第五号までに掲げる書類

(新設)

四 (略)

3 法第五十六条の七十八第三項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 第十二条第六号又は第七号に掲げる書面の記載事項に変更があ

つたとき。

二〇五 (略)

つたとき。

二〇五 (略)